

桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
 http://okeya.zei-mu.jp

医療費控除の疑問点

そろそろ確定申告の準備をして、そろそろ医療費控除の適用を受けて頂くために、紛らわしいものや間違えやすいものをまとめてみました。是非、申告のご参考にご利用下さい。

Q1 幼少の頃から気にしていた歯並びを治そうと思いい、思い切って矯正治療を受け、五〇万円支払いましたが医療費控除の対象となりますか？

A1 残念ながら、医療費控除の対象となりません。

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように社会通念上、必要と認められる場合の費用は医療費控除の対象となりますが、容姿を美化し又は容貌を変えるための歯列矯正は医療費控除の対象となりません（なお、ホク口の除去についても同様です）。

Q2 いわゆる人間ドックの費用は医療費控除の対象となりますか？

A2 人間ドックや健康診断は、疾病の治療を伴うものではないので、その人間ドックの費用は医療費控除の対象となりません。

ただし、その検査の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合は、その人間ドック等の費用も含めて治療費を医療費控除の対象とすることができます。

Q3 ドラッグストアなどで購入したかぜ薬は、医療

費控除の対象となりますか？

A3 医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象とされます。なお、健康ドリンクなど健康を増進させるサプリメントは対象となりませんのでご注意ください。

Q4 病院に支払う入院患者の食事は、医療費控除の対象とすることができますか？

A4 病院に支払う入院患者の食事は、入院費用の一部であり、入院の対価として支払われるものですので、通常必要なものに限り、医療費控除の対象とすること

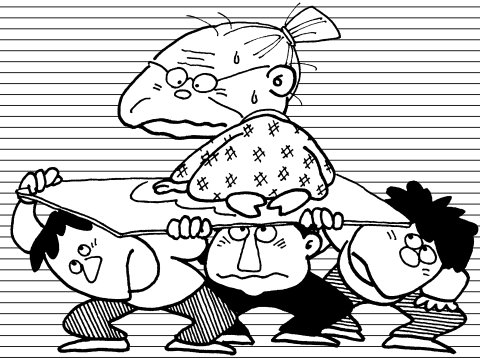
ができます。なお、病室に出前をとったり、外食したりした場合の食事は、入院の対価ではないので医療費控除の対象とはなりません。

Q5 いわゆるサラリーマンである夫が、妻（控除対象配偶者に該当しない）の医療費を負担した場合におけるその医療費は、夫の医療費控除の対象となるのでしょうか？

A5 この夫婦が生計を一にしている場合には、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象とすることができます。

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用されることになっており、配偶者や親族の所得金額の要件はありません。

高齢化、地方分権と税



わが国の高齢化は、現役世代の年金負担額の増大や労働力の減少などさまざまな問題を抱えています。ここでは税との関係を見ますが、ここでは税との関係のみならず、年功賃金制度の減少、国の収入の実態と、地方分権と税の関係についても簡単にまとめました。

■ 1 ■ 世界最高の高齢者比率

日本の六五歳以上の高齢者が昨年二、五五六万人となり、高齢者

割合が初めて二〇％に達し、世界最高水準となっています（図表1）。そのうえ、少子化も進展し、わが国の女性一人が生む平均子供数（合計特殊出生率）は、平成十六年には、一・二九にまで下がっています。

年金制度は、現役世代が高齢世代を支える世代間扶養となつているので、図表2のように負担が重くなつてくると、社会保険料のみでは解決できず、税金からの負担が徐々に高まっています。

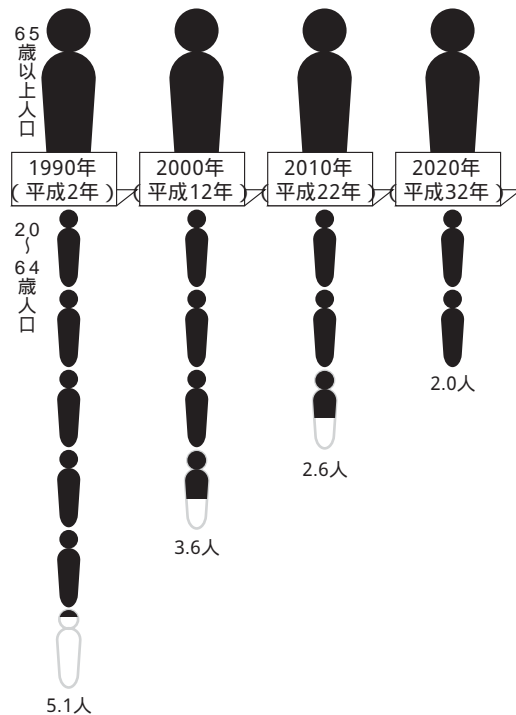
図表1 主要国の高齢者の割合

主要国	高齢者の割合
日本	20.0% (05年9月)
イタリア	19.2% (04年1月)
ドイツ	18.0% (03年12月)
フランス	16.2% (05年1月)
イギリス	16.0% (03年6月)

カッコ内は推計・調査時点

図表2

20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率



2 国の収入の実態

国家財政の主要な財源である税収は、若干回復傾向にあるものの歳入全体の五三・五％にすぎず、四〇％（三〇兆円）以上も公債に頼っている状況が続いています（図表3）。

改善が見られるのは、法人税と消費税の収入が増加してきている点です。

3 消費税問題

諸外国と比べて、直接税である所得課税の比重が高いわが国では、今後の高齢化に備え消費税の負担を引き上げることが検討されています。

この場合、図表3でわかるように、現状の五％の消費税率で約一〇兆円なので、プライマリーバランス（財政均衡）を消費税で対応しようとすると、大幅な税率アップになりかねないことから、総合的な対策が政府に求められています。

4 三位一体の改革

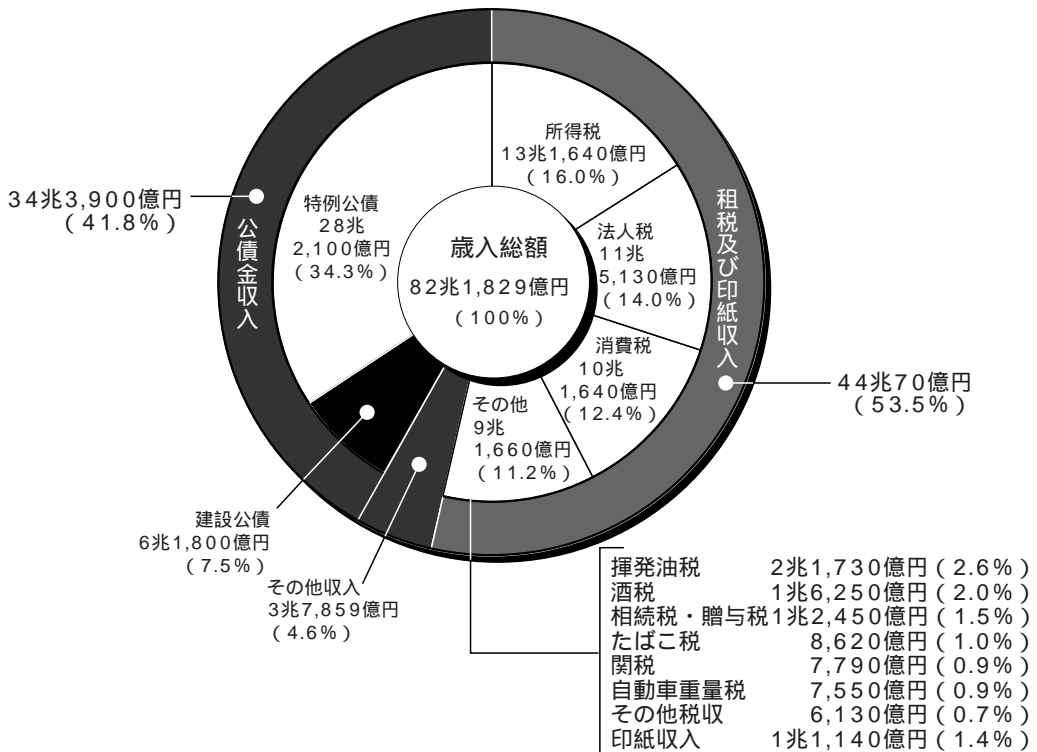
一方、地方自治促進の見地から、いわゆる三位一体の改革が、政府によって進められています。

三位一体の改革とは、地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の改革、の三つを一体的に行うというものです。

国から地方への税源移譲では、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方を見直すことが検討されています。

これらにより、所得税、個人住民税の税率が変更されます。法律改正が必要なためまだ確定していませんが、廃止される方針の定率減税とあわせ、来年（平成十九年）の税額表にも影響がでてきます。

図表3 国の収入(一般会計歳入) (平成17年度当初予算)



新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

会社法が、この5月から施行される予定です。この法律のポイントは、有限会社の新設が施行日以降認められなくなることで、最低資本金制度の撤廃です。既存の有限会社は株式会社とみなされる「特例有限会社」として存続できます。一方、既存の非公開の株式会社にとっては、取締役の人数や監査役の設置、取締役・監査役の任期の面で影響があります。

平成11年分から設けられた定率減税が本年分は半減されます。これに伴い、新しい源泉徴収税額表（月額・日額・賞与）が1月から適用されます。

注意したいのは、年金支給開始年齢である65歳までの雇用の確保を目的に、この4月から施行される改正高年齢者雇用安定法です。現行法では定年は60歳を下回ってはならないとされていますが、改正法では65歳未満の定年を定めている事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、のいずれかの措置が要求されています。ただし、この雇用確保措置をとらなければならない年齢は、いきなり65歳ではなく段階的に引き上げられ、平成19年3月までは62歳とされています。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

期首の在庫には注意！

Q

当社は、高級輸入家具の販売業者ですが、ここ数年、業績が落ち込み、多数の在庫を抱えています。消費税の仕入税額控除の計算方法を見直したいのですが、そのポイントを教えてください。なお、従来より簡易課税制度の適用を受けています。

A

簡易課税から原則課税に変更する場合には注意すべきポイントは、「期首の在庫は仕入税額控除

の対象とならない」ということです。ご質問のように多数在庫を抱えている場合は、その在庫は当期に販売される可能性が高いと思われます。消費税は、この売上に対して課税されますが、仕入れた商品の消費税は、簡易課税制度を適用していた課税期間に完結しています。

従って、変更を検討される際には、単に試算表を基にシミュレートするだけでなく、在庫商品も含めて考慮する必要があります。

税金
メモ

相続時精算課税方式を選択した後の少額贈与

Q 平成十六年中に父からの贈与について相続時精算課税制度を選択し、適用を受けています。平成十七年中に父から一〇〇万円、母から八〇万円の贈与を受けましたが、どのように申告すればよいのでしょうか？

A 母からの贈与については一〇万円の基礎控除額が今までどおり使えますが、父からの贈与に

いては、すべて申告書を提出しなければなりません。つまり相続時精算課税制度を選択した親から受ける選択後の贈与は、金額の多少に関らず、すべての贈与について申告が必要となります。

なお、保険金の受取りや、資産の名義変更など、気づかないうちに税法上の贈与行為を行なっていないか注意が必要です。